

入 札 説 明 書

令和 6 年北海道新幹線建設促進関係自治体連絡協議会告示第 1 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるものに準じるほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 6 年 10 月 28 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階南側
北海道新幹線建設促進関係自治体連絡協議会事務局
(札幌市まちづくり政策局新幹線推進室新幹線推進担当課内)
TEL (011) 211-2378 FAX (011) 218-5109
E-mail shinkansen@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

「北海道新幹線沿線ガイド」及び「ボクと新幹線」印刷等業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

(5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「製造業」の「出版・印刷業」に登録されている者であること。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記 2 に同じ。

(2) 入札書の受領期限

令和6年11月8日（金）11時00分（送付による場合は必着のこと。）

(3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和6年11月8日（金）11時30分開札「北海道新幹線沿線ガイド」及び「ボクと新幹線」印刷等業務の入札書在中』の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に『令和6年11月8日（金）11時30分開札「北海道新幹線沿線ガイド」及び「ボクと新幹線」印刷等業務の入札書在中』の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに届くよう送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、令和6年11月5日（火）17時15分までに提出すること。なお、面談や電話による質問は受け付けない。

ウ 回答の方法

質問を受理した日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「北海道新幹線」の入札情報のページ（<https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinkansen/nyuusatsu.html>）に掲載する。

(5) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状（別紙2）を提出しなければならない。なお、入札書を送付により提出する場合は、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れて送付すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和6年11月8日（金）11時30分

札幌市役所本庁舎5階 まちづくり政策局会議室

(9) 開札

ア 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会いを希望する場合は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人が立ち会う場合、入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要 ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 最低制限価格の設定 無

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4の入札参加資格を有することを証する書類（下記(5)参照）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 落札結果の公表

入札結果については、札幌市公式ホームページ内「北海道新幹線」の入札情報のページ
(<https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinkansen/nyuusatsu.html>) に掲載する。

(5) 入札参加資格を有することを証する書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 2）
- イ 競争入札参加資格認定通知書の写し

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は会長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、入札により確定した各自治体の負担額の振り込みが完了（入札後、約 1 か月を要する）してから契約書を取り交わすものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に会長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において会長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 会長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙 3 のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ア 提出場所 上記 2 に同じ
- イ その他 提出は持参することによるものとし、送付又は電送によるものは認めない。